

国港経第 2 2 号
平成 1 8 年 5 月 9 日

港湾局港湾経済課長

検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するために必要な体制に関する事項の具体的内容について

検数事業等の事業の許可に際しては、港湾運送事業法第 6 条第 1 項第 2 号に規定する「検数事業等にあつては、検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するため必要な体制が整備されていること」を審査基準の一つとしているが、当該審査基準に合致しているか否かを判断する上で必要となる港湾運送事業法施行規則第 4 条第 5 項第 3 号中「教育訓練の実施体制、業務管理体制その他の検数事業等の公正かつ適正な実施を確保するために必要な体制に関する事項」についての判断基準は、下記のとおりとする。

記

(検数人等の知識・技能に関する基準)

当該事業者の検数事業等に使用される検数人等は次の各号のいずれかに該当する者であること。

1. 検数事業等の業務に関して 1 年以上の実務経験を有する者
2. 別表 1 において定める検数事業等の知識技能に関する学科研修及び実務研修を修了した者
3. 所定の教育訓練機関が行う 3 ヶ月以上の検数事業等の知識技能に関する研修を修了した者

(事業者の業務遂行体制に関する基準)

以下のそれぞれの事業について、業務の実態を踏まえ、事業者内での教育訓練及び相互チェック体制を担保するため、それぞれの事業ごとに下記の検数人等を最低限保有していること。

- | | | |
|---------|-----|-------|
| 1. 検数事業 | 検数人 | 1 5 人 |
| 2. 鑑定事業 | 鑑定人 | 3 人 |
| 3. 検量事業 | 検量人 | 6 人 |

注) 1. 所定の教育訓練機関は、当分の間、「海事検査人養成協議会」とする。

別表 1

1. 学科研修

次の表の上覧に掲げる科目に関し、中欄に掲げる授業時間数により、下欄に掲げる者のうちのいずれかを講師として行われるものとする。

(1) 一般教養科目

科 目	受講時間	講 師
貿易一般（貿易の仕組み等貿易に関する必要な事項）	1. 5時間	1. 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者等で貿易関係法規等に関する事項その他貿易一般について専門的な知識を有する者 2. 貿易関係業務において10年以上実務に従事した経験を有する者 3. 港湾運送事業において10年以上実務に従事した経験を有する者
港湾運送事業（港湾運送事業法に関する事項その他港湾運送の実務に関する必要な事項）	1. 5時間	1. 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者等で港湾運送事業法に関する事項その他港湾運送一般について専門的な知識を有する者 2. 港湾運送事業者の組織する団体の職員又は職員であった者等で港湾運送業務について専門的な知識を有する者 3. 港湾運送事業において10年以上実務に従事した経験を有する者
関税及び輸出入通関（関税法に関する必要な事項その他関税及び輸出入の通関手続に関する必要な事項）	2時間	1. 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者等で関税法に関する事項その他関税関係一般について専門的な知識を有する者 2. 港湾運送事業において10年以上実務に従事した経験を有する者
港湾の仕組み（港湾法に関する必要な事項その他港湾関係行政機関に関すること等港湾に関する必要な事項）	1. 5時間	1. 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者等で港湾関係法規等に関する事項その他港湾の仕組み一般について専門的な知識を有する者 2. 港湾運送事業において10年以上実務に従事した経験を有する者

安全・衛生（港湾運送に係る荷役等における労働災害防止のための必要な事項）	1 時間	<p>1. 国又は地方公共団体の職員又は職員であった者等で労働・安全関係法規等に関する事項その他港湾の仕組み一般について専門的な知識を有する者</p> <p>2. 港湾労働関係団体の職員又は職員であった者等で港湾労働の安全・衛生に関し専門的な知識を有する者</p> <p>3. 港湾運送事業において10年以上実務に従事した経験を有する者であって港湾労働・安全業務に精通している者</p>
海上運送及びコンテナ輸送（海上輸送、コンテナ輸送の実務に関する必要な事項）	1. 5 時間	<p>1. 外航船舶運航事業者の組織する団体の職員又は職員であった者等で海上運送及びコンテナ輸送業務について専門的な知識を有する者</p> <p>2. 外航船舶運送事業において10年以上実務に従事した経験を有する者</p>
海上保険（海上保険の概要及び実務に関する必要な事項）	1. 5 時間	<p>1. 保険会社の組織する団体の職員又は職員であった者等で海上保険業務について専門的な知識を有する者</p> <p>2. 港湾運送事業において10年以上実務に従事した経験を有する者であって海上保険業務に精通している者</p>
合 計	10. 5 時間	

(2) 検数専門科目

科 目	受講時間	講 師
本船検数（船種別の検数についての知識）	1 時間	検数事業において10年以上本船検数業務に従事した経験を有する者
輸入沿岸検数（倉受け検数、デバンニング検数についての知識）	1 時間	検数事業において10年以上輸入沿岸検数業務に従事した経験を有する者
輸出沿岸検数（搬入・搬出検数、バンニング検数についての知識）	1 時間	検数事業において10年以上輸出沿岸検数業務に従事した経験を有する者
合 計	3 時間	

(3) 鑑定専門科目

科 目	受講時間	講 師
マリンサーベイ（倉口検査、貨物の損害・原因鑑定、積付検査、喫水検査、はしけ・機帆船等の積荷重量検定についての知識）	2. 5時間	鑑定事業において10年以上マリンサーベイに関する鑑定業務に従事した経験を有する者
液化貨物鑑定（本船、輸送はしけの液量検定についての知識）	1. 5時間	鑑定事業において10年以上液化貨物業務に従事した経験を有する者
合 計	4時間	

(4) 検量専門科目

科 目	受講時間	講 師
船積検量（船積検量の概要及び実務に関する必要な事項）	1時間	検量事業において10年以上船積検量業務に従事した経験を有する者
陸揚検量・木材検量（陸揚検量又は木材検量の概要及び実務に関する必要な事項）	2時間	検量事業において10年以上陸揚検量業務又は木材検量業務に従事した経験を有する者
計量法と計量器（計量法に関する事項その他計量実務及び計量器に関する必要な事項）	1時間	計量士又は計量関連団体の職員又は職員であった者等で計量関係業務について専門的な知識を有する者
合 計	4時間	

2. 実務研修

次の表の上覧に掲げる業務に関し、中欄に掲げる研修内容を下欄に掲げる日数により行われるものとする。

業 務	研 修 内 容	日 数
検 数	下記検数種目のうち、業務として行うものを選定 ・本船検数業務実習 ・輸出入沿岸検数業務実習 ・コンテナ検数業務実習 (本船サイド検数、CYゲート点検)	60日
鑑 定	下記鑑定種目のうち、業務として行うものを選定 ・倉口検査業務実習 ・積付検査業務実習 ・喫水検査及びはしけ、機帆船等の積荷重量検定業務実習 ・本船、油槽はしけの液量検定及び清掃検査業務実習 ・貨物損害及び原因鑑定業務実習	60日
検 量	下記検量種目のうち、業務として行うものを選定 ・船積検量業務実習 (特定貨物検量を含む) ・陸揚検量業務実習 (台秤、ホッパースケール、トラックスケール) ・木材検量業務実習 ・計量機器取扱実習	60日